

# 協同組合 全国共同店舗連盟

## 賛助会員規定

|     |    |    |       |
|-----|----|----|-------|
| 5.  | 6. | 23 | 理事会決定 |
| 6.  | 2. | 22 | 改正    |
| 10. | 3. | 23 | 改正    |
| 21. | 6. | 16 | 改正    |
| 24. | 4. | 19 | 改正    |

- 第1条 本連盟の事業目的に賛同し、本連盟の組織強化及び事業活発化に協力するものを賛助会員とすることができる。
- 第2条 賛助会員は、本連盟の組合員共同店舗と取引関係がある優秀な事業者で、その推薦を受けたもの又は本連盟役員の推薦を受けたものでなければならない。
- 第3条 賛助会員の承認は、前項の推薦のあった事業者について、原則として理事長が理事会に諮りこれを行う。但しやむを得ない事由があるときは理事長が行うことができる。
- 第4条 賛助会員は、本連盟の通常総会時の懇親会、共同店舗運営研修会、及びその他の行事で理事長が承認したものに出席することができる。
- 第5条 賛助会員が行っている事業の内容等については、原則として年1回、本連盟機関誌に無料で広告を掲載し、本連盟組合員等に紹介するものとする。
- 第6条 賛助会員は、年間（加入の時より1年間）1口1万円の賛助会費を、5口以上負担するものとする。ただし、小規模事業者の賛助会費は1口1万円とし、3口以上負担するものとする。
- 第7条 会費の負担を怠り又は本連盟の信用を傷つける行為があったと認められる賛助会員は除名する。
- 第8条 賛助会員の期間は加入承認日より1年間とし、双方の別段の意思表示がない場合は、自動的に1ヶ年を単位として更新するものとする。
- 第9条 賛助会員は、あらかじめ連盟に通知したうえで、自由脱会することができる。